

防火対象物と選任資格の別

区分	甲種防火対象物							乙種防火対象物	
用途	◎自力避難困難者が入所している小規模福祉施設	◎を除く特定防火対象物	非特定防火対象物	新築の工事中の建築物			建造中の旅客船	◎を除く特定防火対象物	非特定防火対象物
建物全体の述べ面積等		300㎡以上	500㎡以上	地階を除く階数が11以上かつ10,000㎡以上	50,000㎡以上	地階の床面積の合計が5,000㎡以上	甲板数が11以上	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の収容人員等	10人以上	30人以上	50人以上	50人以上				30人以上	50人以上
資格選任	甲種防火管理者							甲種又は乙種防火管理者	

区分	甲種防火対象物		
用途	◎自力避難困難者が入所している小規模福祉施設	◎を除く特定防火対象物	非特定用途
テナント部分の収容人員	10人未満	30人未満	50人未満
選任資格	甲種又は乙種防火管理者		

◎＝消防法施行令別表第1(6)項口、(16)項イ※、(16の2)項※に掲げる防火対象物(※(6)項口の用途が存するもの)

注1 甲種新規講習は、2日間受講しないと資格は取得できません。

注2 乙種の対象物であっても甲種を受講することができます。